

議員提出議案第 2 号

指定生乳生産者団体制度の機能の存続と酪農経営の競争力の強化を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 6 月 17 日

農林水産商工常任委員会

委員長 広 谷 直 樹

指定生乳生産者団体制度の機能の存続と酪農経営の競争力の強化を求める意見書

指定生乳生産者団体制度は、生乳が持つ腐敗しやすく貯蔵性がないという特性等により酪農家が乳業メーカーとの価格交渉において不利な立場にならないよう、価格交渉、集送乳の効率化や需給調整等の重要な役割を担い、国内生乳生産の安定供給に貢献している。

今般国においては生乳需給構造の変化や消費者ニーズの多様化に対応し、生産基盤の強化と酪農家の一層の所得向上を図るため、指定生乳生産者団体制度の是非や、現行の加工原料乳生産者補給金の交付対象のあり方を含めた抜本的改革について検討し、今年秋までに結論を得るとしたところである。

当該制度の仕組みは我が国の酪農を維持・発展していく上で重要な機能を有しているため、現場ではその制度の抜本的改革の方向性について不安を感じている声が多く聞かれ、早急な議論の進め方について懸念を持っている。

さらに、将来にわたって、生乳需給構造変化に対応した酪農経営の強化と競争力ある持続可能な酪農を実現するためには、生産基盤強化をはじめとする酪農対策の充実・強化が不可欠である。

よって、次の事項について国に強く要望する。

- 1 指定生乳生産者団体制度の見直しについては現場の声を反映する等慎重に検討し、本制度が有する機能を存続すること。
- 2 生乳需給の変化に対応し、酪農経営の競争力強化を図るため、飼料の自給率を高める等、生産基盤強化をはじめとする総合的な酪農対策を拡充・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 様  
農 林 水 産 大 臣  
規 制 改 革 担 当 大 臣